

# 緊急に対処すべき問題と対策の概要

項目	検討事項	現に生じており緊急に対処すべき問題		対 策	
		項 目	内 容	法改正を要する対策	政令改正、指針・方針の策定、調査、事業の実施等による対策
生態系の保全と野生生物保護機能	保護 生物多様性保全等、保護機能の強化	原生的自然地の保護管理対策	奥山、島嶼などのバックカントリーにおける利用者が増大し、原生的自然生態系への影響が顕在化しており、早急な対応が必要。	利用者の人数制限等を行う利用調整地区(仮称)の設定を新たに規定する。	
		二次的自然環境の保護管理対策	自然公園内の良好な里地・里山、草原等の二次的自然の衰退が著しく、早急な対応が必要。	土地所有者と行政又は管理団体との風景保護協定(仮称)制度を新たに規定する。あわせて、公園管理団体の認定制度を新たに規定する。	管理団体への支援策としてグリーンワーカー事業の拡大を図る。国立公園地域連強化対策事業を実施する。
		生物生息地の再生	失われた動植物の生息地の復元、地形・地質の復元等自然再生の必要性が政府の方針として示されている。		公園事業に自然再生施設事業を追加(政令改正)し、自然公園等事業として自然再生事業を実施する。
		生態系管理情報不足の改善	自然環境に関する科学的情報等の収集、提供が不十分であり、早急な対応が必要。		公園事業に情報収集、観測、提供施設事業を追加(政令改正)し、公園事業として施設の整備を実施する。
		高山蝶の乱獲防止など保護管理規制の強化	高山蝶の乱獲や残土、廃車、廃タイヤ等の集積による景観阻害など自然公園内の行為規制の追加が必要。	特別地域内における指定動物の捕獲規制、土石等の集積に係る規制を新たに規定	
利用	適正利用のための方策(利用調整など)のあり方 登山道等自然公園施設の適切な整備のあり方	奥地利用者の増加への対応	奥山、島嶼などのバックカントリーにおける利用者が増大し、原生的自然生態系への影響が顕在化しており、早急な対応が必要。	利用者の人数制限等を行う利用調整地区(仮称)の設定を新たに規定する。(再掲)	生態系特定管理手法検討調査の実施する。
		山岳トイレの改善	登山利用者の増加に伴って、山小屋から投棄されるし尿が増大し、登山の快適性を損なうとともに、周辺生態系への影響が懸念されていることから、適正なし尿処理施設の整備が急務となっている。		山小屋事業者に対する山岳トイレ整備費の補助を拡充する。
		適正な登山道整備の推進	利用者の増加による登山道の荒廃が増大する一方、整備にあたっては過剰な整備が行われている事例があるとの批判があり、適正な整備が急務となっている。		登山道のあり方の検討を進めると共に、歩道の全般の計画、設計に係る考慮事項をとりまとめる。
管理	パートナーシップの確立による管理の充実	自然景観の保全に協力する土地所有者への支援	土地所有者に対して、自然環境保全への協力の見返りとなる負担(規制、管理、税等)軽減措置が不十分であることから、積極的な協力が得られにくく、改善が必要。	土地所有者と行政又は管理団体との風景保護協定(仮称)制度を新たに規定する。(再掲)	土地所有者の負担を軽減するため風景保護協定に係る土地の相続税、固定資産税、特別土地保有税の軽減措置を検討する。
		自然景観の保全を担う団体等への支援	利用のコントロールや里山の保全管理の分野でN G O等の果たすべき役割が増大しているにもかかわらず、有効に活用されていないことへの対応が必要。	公園管理団体の指定制度を新たに規定する。(再掲)	管理団体への支援策としてグリーンワーカー事業の拡充を図る。国立公園地域連携強化対策事業を実施する。